

造船・船用工業分野特定技能2号試験 受験案内 (塗装)

一般財団法人 日本海事協会

1. 試験の概要

本試験は、日本の造船・船用工業において、在留資格「特定技能2号」として働きたい外国人に対して、技能の水準を評価する試験です。

2. 受験資格

(1) 試験日において、年齢17歳以上であることが必要です。ただし、日本国内で受験する場合には、上記の条件に加えて何らかの在留資格を有することが必要です。

また、退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していない場合は受験できません。

(2) 試験日の前日までに、造船・船用工業分野において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を2年以上有することが必要です。

実務経験の証明に当たっては、別紙（様式1）及び（様式2）の誓約書を提出することが必要です。

なお、令和2年1月30日付け出入国在留管理庁発出に係る「『特定技能』に係る試験の方針について」によれば、本技能試験に合格したとしても「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したものではありません。

試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更申請時の審査により、在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可を受けられないことがあります。また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われ、査証の発給を受けられないことがあります。

3. 試験場所、試験日程

試験場所・設備等は、申請者にご用意いただき、本会の試験監督者を派遣します。具体的には、管理能力等確認試験及び安全衛生等確認試験が実施できる部屋及び実技試験のための機械設備、試験用機材、試験材料を準備して頂きます。

詳細については、「造船・船用工業分野特定技能2号試験（塗装）実技試験実施要領」をご覧ください。

試験日は、申請者の希望日時をもとに本会と調整のうえ、決定させて頂きます。

4. 試験内容

(1) 試験言語：日本語（漢字にひらがなルビあり）

(2) 管理能力等確認試験及び安全衛生等確認試験

・試験時間 : 60 分

・管理能力等確認試験詳細

出題形式 : 多肢択一法、10 問

出題範囲 : 安全衛生管理に関する問題（6 問）

塗装作業管理に関する問題（4 問）

・安全衛生等確認試験詳細

出題形式 : 真偽選択法（○×式）、30 問

出題範囲 : 安全衛生一般（10 問）

塗装に関する知識・技能（文章問題 10 問、図表問題 10 問）

(3) 実技試験

① 試験内容

・試験時間 : 60 分

・塗装方法は、「エアレススプレー塗装機」、「エアスプレー塗装機」のどちらかとする。

・被塗装物を指定された塗装仕様に従って塗装する。

・塗装作業に先立ち、塗装面の素地調整を行う。

・必要に応じてマスキングを施す。

・指定された箇所のエッジ部分についても塗装を行う。

詳細については、「造船・舶用工業分野特定技能 2 号試験（塗装）実技試験実施要領」をご覧ください。

② 合格基準

提出された課題に対して、外観試験及び膜厚測定を行い、合格基準を満足することを合格の基準とします。詳細については、「造船・舶用工業分野特定技能2号試験（塗装）実技試験実施要領」をご覧ください。

5. 受験申請の手続き

（1）受験に関する問い合わせ

試験を希望する日の3ヶ月程度前に、本協会に特定技能試験に関して問い合わせください。受験に関する説明および必要な設備・材料等の受験条件等の説明をさせていただきます。

特定技能2号試験（塗装）が実施可能と判定されたことを確認後、下記「（2）申請方法」に従って、申請してください。

（2）申請方法

日本海事協会の特定技能試験ホームページから特定技能2号塗装試験申請書及び2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る誓約書（2種類）をダウンロードして、必要事項を記入し、顔写真（電子データ）とともにメールに添付して送付してください。

なお、日本国内で受験する場合には、在留カードの写し及びパスポートの写しを合わせて送付ください。

特定技能試験ホームページ

：<http://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/index.html>

申請書送付先：ssw_et@classnk.or.jp

＜申請に関する注意事項＞

①本人確認のための書類に記載されている番号

以下の有効ないずれかの書類に記載している番号を申請書に記入してください。

- ・在留カード
- ・パスポート
- ・Unified Multi-Purpose ID
- ・GSIS E-Card
- ・Philippine Postal ID Card
- ・Driver's License (LTO: The Land Transportation Office)
- ・Professional regulation commission ID card

②顔写真

- ・無背景、正面（帽子をかぶらない）、本人のみを写し、試験時に本人確認ができる JPEG 形式の写真
- ・写真サイズ：たて 400pixel、よこ 300pixel
- ・ファイルサイズ：1MB 以内

（3）受験料の支払い

申請書が受理された後、受験費用の請求書を送付しますので、支払い期限までに指定の口座に振り込んでください。

受験料（一人当たり）：65,300 円（税抜）

ただし、1 回の試験で、受験料の合計が以下の最低料金に満たない場合は、受験料の合計金額ではなく最低料金を申し受けます。

受験料（最低料金）：130,600 円（税抜）

6. 受験に関する通知

受験番号、受験者氏名、試験日時、試験会場等を記載した受験に関する通知を申請者にメールします。

7. 試験当日の持ち物

- （1）受験に関する通知のメール（印刷したもの又はスマートフォンなどで表示したもの）
- （2）本人確認のための以下の有効な書類（申請書に記載した番号と同じものが記載されたもの）
 - ① 在留カード
 - ② パスポート
 - ③ Unified Multi-Purpose ID
 - ④ GSIS E-Card
 - ⑤ Philippine Postal ID Card
 - ⑥ Driver's License (LTO: The Land Transportation Office)
 - ⑦ Professional regulation commission ID card
- （3）鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム

(4) 作業着等

塗装の実技試験を実施するために必要な作業着、帽子又はヘルメット、安全靴、防毒マスク、保護手袋、保護メガネ等を持参してください。詳細については、「造船・舶用工業分野特定技能2号試験（塗装）実技試験実施要領」をご覧ください。

8. 試験当日の注意事項

- (1) 試験開始時刻までに入室できない場合は、原則として受験できません。
- (2) 筆記試験を行う試験室内は禁煙とし、試験中の飲食は禁止します。
- (3) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、通信機能付き時計等）について、試験時間内、または、試験室内での使用は禁止します。
- (4) 試験中は、時計、電卓、無線通信機器はカバン等の中にしまい、足下に置いてください。時計は試験室内に設置しますので、そちらで時間を確認してください。
- (5) カンニングや不正な手段によって試験を受け、又は受けようとした者は、試験を受けることを禁止されることや合格の決定を取り消すことがあります。
- (6) 受験者に配布した試験問題は、持ち帰ることができません。試験終了時に回収します。
- (7) 筆記試験開始後20分から答案用紙を提出して退出することができます。
- (8) 試験官の指示に従わない場合は、試験を受けることを禁止されることがあります。

9. 合格発表

試験終了後、試験の結果を記載した結果証明書を申請者に送付します。結果証明書の送付時期は、申請者にメールにてお知らせいたします。

10. 個人情報の取り扱い

- (1) 本試験の合格者の受験登録情報・写真等については、在留資格の申請時における本人照合のため、出入国在留管理庁に提供する場合があります。
- (2) 受験申請及び試験により取得した個人情報は、試験の実施に使用するほか、当試験の制度の検討に関する資料の作成のために利用することができます。
- (3) 収集した個人情報は、日本海事協会の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理します。
- (4) 日本又は受験者の出身国の行政機関から要請があったときは、受験申請者の個人情報を当該行政機関に対して開示する場合があります。

問い合わせ先

一般財団法人 日本海事協会 交通物流部 特定技能試験担当

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号

電話：03-5226-2054 e-mail: ssw_et@classnk.or.jp